

農林水産省が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

「農林水産省政策評価結果（平成 20 年度に実施した政策の評価結果）」（平成 21 年 7 月 10 日付け 21 情第 58 号による送付分）における実績評価方式による 17 件の政策評価及び 5 件の政策手段別評価

2 審査の考え方と点検の項目

（1）実績評価方式による政策評価について

（目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注）。

- 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注）達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

（2）実績評価方式による政策評価の対象とされた政策を構成する個々の事務事業等についての評価・検証が行われている場合について

実績評価方式による政策評価は、目標の達成度合いについて評価することが基本であり、目標を達成するために実施する具体的な事務事業等が当然に評価・検証の対象とされるわけではないが、実績評価方式による政策評価において、それらについての評価・検証が行われている場合には、その評価・検証がどのような質の情報を提供するものであるかが重要となる。

この審査においては、次のような場合にそれぞれ点検を行っている。

- ① 個々の事務事業等の有効性、効率性等について評価・検証が行われている場合に、それがどのような質の評価情報であり、どのような評価結果に結び付いているのか。
- ② 個々の事務事業等に係る予算要求や機構定員要求への具体的な反映方針が示さ

れている場合には、評価結果としてどのような情報が提供されており、それがどのような質の評価情報であるのか。

3 審査の結果

(1) 実績評価方式による政策評価についての審査

「農林水産省政策評価結果（平成 20 年度に実施した政策の評価結果）」における実績評価方式による 17 件の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政 策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
			達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標 値等の設定 の有無
1	食 品 産 業 の 競 争 力 の 強 化	○	国民に対し、安全で安心な食料の安定供給を確保するため、食品産業の競争力の強化を図る。				
		—	目標① 食品製造業の経営基盤の強化 食料産業クラスターの取組による食品製造企業の活性化 〔食料産業クラスターに参画している食品製造企業の製品出荷額等が前年実績を上回るかどうかを基本としつつ、景気や需給等の動向を踏まえ総合的に判断する。〕	0 (参考指標2)	(参考指標) 食料産業クラスターに参画している食品製造企業における製品出荷額等 (参考指標) 食品産業動向調査		
		○	目標② 食品流通の効率化 卸売市場の整備や、電子商取引、ユビキタス・コンピューティング技術の活用など先進モデルの提示等を通じた食品流通の効率化 〔商物分離電子商取引を導入している中央卸売市場の割合、青果ネットカタログ「SEICA」登録数を基本としつつ、景気や需給動向を踏まえ総合的に判断する。〕	2	a 商物分離電子商取引を導入している中央卸売市場の割合 b 青果ネットカタログ「SEICA」の登録数	40%以上 15,000件	○ ○
		○	目標③ 食品産業の国際競争力の強化 東アジアにおける我が国食品産業の投資促進	1	東アジアにおける我が国食品産業の現地法人数	690法人	○
2	主 要 食 糧 の 需 給 の 安 定 の 確 保	○	主要な食糧である米麦の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資する。				
		○	目標① 米の需給の安定の確保 a 消費者への安定供給の確保に資する備蓄運営 b 生産調整の実効性確保 c 豊作時における過剰米の適切な区分出荷 〔評価に当たっては、a、bの各視点を基本とし、豊作時にはcの取組状況を加味して、総合的に有効性を判断する。〕	4	a 不作によって供給量が不足した場合には、政府備蓄の取崩しにより消費者への供給量が確保されていること 供給量が十分確保された場合には、回転備蓄を基本とした適切な備蓄運営が図られていること b ①すべての水稻生産農業者に対して生産数量の目標を通知している地域協議会等の割合 b ②全国の需要量に関する情報に対する、水稻生産実施計画書を提出している農業者の生産数量目標の割合	— 9割以上 9割以上	— ○ ○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
			達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無
					c 豊作により、集荷円滑化対策が発動された場合、対策加入者に係る過剰米数量のうち区分出荷された数量の割合	9割以上	○
		○	目標② 麦の需給の安定の確保及び良品質な国内産麦の供給 a 需給見通しに即した外国産麦の安定供給 b 需要に応じた良品質な国内産麦の供給 〔評価に当たっては、a、bの各視点を基本とし、総合的に有効性を判断する。〕	2	a 20年度の麦の需給見通しにおける輸入量見通しの数量に対し、年度内に輸入される数量の割合 b 水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）における毎年の生産量・品質に基づく交付金の品質区分基準で、Aランクとなった小麦の割合	9割以上 7割以上	○ ○
3	食の安全及び消費者の信頼の確保	○	消費者の視点を大切にして、国民の健康を守ることが重要であるという考え方の下で、「食」の安全と安定供給を確保し、消費者が「食」に対する信頼感を持てること。				
		○	目標① 食品の安全性の確保 国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された摂取許容量を超えないレベルに抑制する。	1	国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因の摂取量 ・カドミウム ・デオキシニバレノール ・ダイオキシン類	摂取許容量を超えないレベルに抑制 (一人一週間当たり373μg) (一人一日当たり53.3μg) (一人一日当たり213pg-TEQ)	○
		○	目標② 家畜伝染病等の対策 国内における家畜伝染病・養殖水産動物の特定疾病の発生予防及び海外伝染病の侵入防止。 発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする。	1	国内における家畜伝染病・養殖水産動物の特定疾病及び海外伝染病の発生件数 家畜伝染病等が発生した際の法令等に基づくまん延防止措置の状況	国内における家畜伝染病・養殖水産動物の特定疾病の発生予防及び海外伝染病の侵入防止 発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数0件	○
		○	目標③ 植物防疫対策 我が国未発生又は一部に存在する病害虫の侵入防止。 発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする。	1	国内における新たな病害虫の発生件数 当該病害虫が発生した際の法令等に基づくまん延防止措置の状況	我が国未発生又は一部に存在する病害虫の侵入防止 発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする。	○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
			達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無
		○	目標④ 遺伝子組換え農作物の環境リスク管理 遺伝子組換え農作物等の使用によって生物多様性に影響が生じるおそれがあると認められる場合に、カルタヘナ法に基づく緊急措置を発動しない状態を維持する。	1	カルタヘナ法に基づく緊急措置の発動件数	0件	○
		○	目標⑤ 消費者の信頼の確保 食品表示の遵守状況の確実な改善	1	不適正表示率	2割削減	○
4	望ましい食生活の実現に向けた食育の推進	○	食について自ら考え、判断ができる能力を養成する食育を推進し、望ましい食生活の実現を図る。				
		○	目標① 「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合の向上	1	「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合	30%	○
		○	目標② 市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加	1	市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合	60%	○
5	国産農畜産物の競争力の強化	○	消費者や食品製造業、外食産業などの実需者の多様なニーズに応じた農畜産物を効率的・安定的に生産できる体制を確立する。				
		○	目標① 米の生産コストを25%低減	1	米60kg当たり生産コスト	13.0千円/60kg	○
		○	目標② 大豆の生産コストを3割程度低減	1	大豆60kg当たり生産コスト	17.2千円/60kg	○
		○	目標③ 生乳生産コストを2割程度低減	1	生乳100kg当たり労働費	1,614円/100kg	○
		○	目標④ 肉用牛生産コストを2割程度低減	1	生体100kg当たり労働費	9,058円/100kg	○
		○	目標⑤ 飼料作物生産コストを3割程度低減	1	1TDNkg当たり生産費用価	33.7円/TDNkg	○
		○	目標⑥ 加工適性が高い等良品質な麦の新品種の作付面積のシェアの増加	1	麦の新品種の作付面積のシェア(都府県)	45.0%	○
		○	目標⑦ 指定野菜の加工向け野菜の出荷数量の向上	1	指定野菜の加工用向け出荷数量	71万トン	○
		○	目標⑧ 植物新品種の品種登録に係る平均審査期間の短縮	1	植物新品種の品種登録に係る平均審査期間	2.5年	○
		○	目標⑨ 効果的・効率的な普及事業の推進 普及指導センターが普及課題ごとに設定した目標の達成率が100%となること	2	a 技術の普及に関する課題	100%	○
					b 担い手の育成に関する課題	100%	○
6	環境と調和のとれた持続的な農業生産体制への転換	○	我が国農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換することを推進し、環境と調和のとれた持続的な農業生産体制を構築する。				
		○	目標① 10a当たりのたい肥施用量(水稻)及びエコファーマー認定件数の増加	1	次の指標を満たす割合の平均を100%とする(各指標の達成率の平均値で達成度を把握)	100%	○
					・水稻の10a当たりのたい肥施用量	(168kg/10a)	
					・エコファーマー認定件数	(200,000件)	

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
			達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無
7	意欲と能力のある担い手の育成・確保	○	効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立するため、意欲と能力のある担い手の育成・確保を図る。				
		○	目標① 担い手の育成・確保	1	農業経営改善計画の認定数	27.2万経営体	○
		○	目標② 担い手(家族農業経営及び法人経営)への農地利用集積の促進	1	担い手への農地利用集積面積	217.2万ha	○
		○	目標③ 人材の育成・確保	1	新規就農青年数の確保者数	12千人/年	○
8	農業者への経営支援の条件整備	○	効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立するため、農業者への経営支援に資する条件整備を行う。				
		○	目標① 農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言 〔指標を踏まえ、その運営に対する国の指導・助言を総合的に判断する。〕	4	a 組合員に十分なメリットを還元する事業運営の推進 生産資材コストが現状より低下すること 営農指導機能が現状より強化されること	「生産資材コスト低減チャレンジプラン」(全農)における重点項目のうち、過半数で取扱割合・取扱量(対前年)が増加 統一的な資格認証制度を導入した都道府県農業協同組合中央会数の増加	○
					b 農協合併の促進及び組織運営体制整備 合併構想の早期実現と経営管理体制の強化	合併の促進に伴う総合農協数の減少 経営管理委員会制度を導入した農協数の増加	○
					c 信用事業の健全性の確保 自己資本比率4%(農林中央金庫は8%)以上を確保すること 破たん時において迅速に貯金者の保護を図ること	早期是正措置の発動がないこと 破たん時における迅速な処理(休業日処理)を行うこと	○
					d 共済事業の健全性の確保 支払余力比率200%以上を確保すること	早期是正措置の発動がないこと	○
		—	目標② 被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用 災害発生時において、早期に共済金の支払いをすること	1	損害の認定から再保険金の決定までの事務処理を30日以内で行った率	—	—

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
			達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標 値等の設定 の有無
9	農地、農業用水等の整備・保全	○	農業生産基盤の整備・保全等の施策を、環境との調和に配慮しつつ講ずることにより、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水等を確保するとともに、農業の生産性の向上を促進し、望ましい農業構造の確立に資する。				
		○	目標① 優良農地の確保・保全 ・優良農地の減少傾向に歯止めをかける。 ・被害の発生するおそれのある農用地を減少させる。	2	農用地区域内農地面積 「土地改良長期計画」に基づき、湛水被害等が発生するおそれのある農用地の延べ面積	405.4万ha 67万haに減少	○ ○
		○	目標② 基盤整備による担い手への農地利用集積の促進 農業生産基盤の整備地区において、意欲と能力のある経営体への農地の利用集積を進めるとともに、農地の面的集積を促進する。	2	意欲と能力のある経営体への農地の利用集積率 利用集積された農地の面的集積率	70% 70%	○ ○
		○	目標③ 農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保 安定的な用水供給機能及び排水条件の確保のため、基幹的農業用排水路約4万7千kmの老朽化が進行する中において、適切な機能保全を行い、その機能を確保する。	1	毎年度、老朽化に起因する機能低下を生じた後に補修を行う基幹的農業用排水路の総延長	301kmに抑制	○
		○	目標④ 農地海岸の保全・海辺の再生 津波・高潮及び地震による災害から一定の水準の安全性が確保されていない農地等の減少、老朽化対策の推進、失われた自然の海辺のうち回復可能な海辺の再生、ハザードマップの作成支援等の推進	4	津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない農地等の面積 地震時に海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生するおそれのある農地等の面積 老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合 海辺の再生の割合	1.15万haに減少 5,500haに減少 77.3%に増加 48%に増加	○ ○ ○ ○
		○	都市と農村の共生・対流、農村経済の活性化、農村における地域資源の保全・活用や生産条件及び生活環境の総合的な整備等により、農村地域の振興を図る。				
		○	目標① 都市と農村の交流の促進、都市農業の振興	2	グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数 都市的地域における市民農園の区画数	880万人に増加 14.6万区画に増加	○ ○
10	都市との共生・対流等による農村の振興	○	目標② 中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進	1	中山間地域の一戸当たり農家総所得	485万円を維持	○
		○	目標③ 意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現	5	農地、農業用水等の保管理に係る集落等の協定に基づき地域共同活動を行う地域数及び参加者数		

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
			達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無
					a)農地、農業用水等の保安全管理に係る集落等の協定に基づき地域共同活動を行う地域数 b)農地、農業用水等の保安全管理に係る集落等の協定に基づき地域共同活動を行う参加者数 景観農業振興地域整備計画の策定数 農業集落排水事業による生活排水処理人口 事業・対策を実施した地域における総合的な生活環境に関する住民評価値	3.0万地域 220万人・団体 50計画 400万人 100%	○ ○ ○ ○ ○
11	森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮	○	森林の適切な整備・保全により、地球温暖化防止等森林の有する多面的機能の発揮を図る。				
		○	目標① 重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進	1	次の指標を満たす割合の平均（各指標の達成率の平均値で達成度を把握） (ア) 水土保全機能 育成途中にある水土保全林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合 (イ) 森林の多様性 針広混交林などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成の割合 (ウ) 森林資源の循環利用 育成林において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量	100% (70.80%) (35%) (9億8千万m³)	○
		○	目標② 国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進	1	海外における持続可能な森林経営への寄与度	100%	○
		○	目標③ 山地災害等の防止	1	5年間で4千集落を対象に、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数	5万2千集落	○

		目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
政策番号	政 策		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標 値等の設定 の有無
		○	目標④ 森林病虫害等の被害の防止	1	松くい虫の被害について、保全すべき松林を有する都府県のうち、保全すべき松林が適正に保全されていると認められる(被害率が1%未満の「微害」に抑えられている)都府県の割合	100%	○
		○	目標⑤ 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進 〔平成20年度は「森林づくり活動についてのアンケート調査」が実施されない年であり、実績(推計)値を把握することは困難であることから、参考指標を用いて、総合的な判定を行う。〕	1 (参考指標2)	森林づくり活動への年間延べ参加者数 (参考指標1) 企業による森林づくり活動実施箇所数 (参考指標2) 森林ボランティア活動件数	100万人	○
		○	目標⑥ 山村地域の活性化 〔山村地域の定住並びに都市と山村の共生・対流について、新規定住者数、交流人口等の維持・向上を基本にしつつ全国的な視点から総合的に有効性の判断をする。〕	3	(ア) 全国の振興山村地域の中から抽出した市町村に対し、新規定住者数、交流人口、地域産物等販売額についての指標のうちいずれかを満たす市町村の割合の前年度比 (イ) 森林資源を積極的に利用している流域数 (ウ) 山村地域の住民を対象にした用排水施設などの生活環境整備の受益者数	前年度と比べ維持・向上していること (かつ交流人口については抽出市町村の住民数以上) 約20流域 80万人	○
12	林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進	○	林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進による林産物の供給及び利用の確保を図る。				
		○	目標① 望ましい林業構造の確立 (ア)効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体による事業量のシェアを増加させる。 (イ)効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数を増加させる。 〔平成20年度は農林業センサスの実施されない年であり、実績値を把握することが困難であることから、参考指標を用いて総合的な判定を行うこととする。〕	2 (参考指標4)	効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体による事業量のシェア 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数 (参考指標1) 素材生産の労働生産性と国産材の供給量(用材) (参考指標2) 高性能林業機械の普及台数 (参考指標3) 森林組合に占める中核組合の割合 (参考指標4) 森林組合による長期経営・施業受託面積(私有林)	素材生産量60% 造林・保育面積70% 2,600 	○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
			達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無
		○	目標② 木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進 国産材の供給・利用量を拡大する。	1	国産材の供給・利用量	23,000千m ³	○
13	水産物の安定供給の確保	○	国民に対して、新鮮で良質な水産物を安定的に供給するため、限りある水産資源の適切な管理と持続的な利用を確保する。				
		○	目標① 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進 〔水産資源の回復・管理の推進について総合的に判断する。〕	4	資源回復計画の着実な実施	100%	○
					国際機関による資源管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大	77魚種 50協定	○
					主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量	1,798千トン	○
					平成23年度の海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定海面における生産量の割合	80%	○
		○	目標② 水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開	1	消費地と産地の価格差(価格比率)	3.78倍	○
14	水産業の健全な発展	○	国民に対する水産物の安定供給の観点から、水産業全体を食料供給産業としてとらえ、その健全な発展を総合的に図っていく。				
		○	目標① 国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立	1	次の指標を満たす割合の平均(各指標の達成率の平均値で達成度を把握)	100%	○
					新規漁業就業者数	(1,500人/年)	
					漁業経営改善計画の認定者数	(947経営体)	
		○	目標② 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮	1	次の指標を満たす割合の平均(各指標の達成率の平均値で達成度を把握)	100%	○
					漁場再生及び新規漁場整備による新たな水産物の提供	(14.5万トン)	
					高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合の向上	(50%)	
					漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の処理人口比率の向上	(概ね60%)	

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
			達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標 値等の設定 の有無
					津波・高潮及び地震による災害から一定の安全性が確保されていない漁村等の面積削減、老朽化対策の推進、水辺の再生、ハザードマップの作成支援等の推進	（・地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積：約28haに減少 ・津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積：約4.0千haに減少 ・水辺の再生の割合：約40%に増加 ・総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数：5 ・老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合：56.7%に増加）	
		○	目標③ 水産関係団体の再編整備 漁協の組織基盤の強化	1	漁協経営改善事業による漁協経営改善計画策定数	30漁協	○
15	バイオマスの利活用 の推進	○	バイオマスの利活用の推進により、地球温暖化の防止や循環型社会の形成、競争力のある新たな戦略的産業の育成、農林漁業及び農山漁村の活性化を図る。				
		○	目標① バイオマス利活用システムを構築する「バイオマスタウン」構想の加速化	1	バイオマスタウン構想を公表した市町村数	300地区	○
		○	目標② 国産バイオ燃料の大幅な生産拡大	1	国産バイオ燃料の生産量	5万キロリットル	○
16	食料・農業・農村に関する国際協力の推進	○	食料・農業・農村に関する国際協力の推進を通じて、世界の食料需給の安定に貢献する。				
		○	目標① 我が国の食料安全保障の確保にも資する協力の推進	1	相手国の関係者等を対象としたアンケート調査結果の平均値	3.5	○
		○	目標② WTO、EPA等の国際交渉における我が国イニシアティブ発揮に資する協力の推進	1	相手国の関係者等を対象としたアンケート調査結果の平均値	3.5	○
		○	目標③ 我が国への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応	1	相手国の関係者等を対象としたアンケート調査結果の平均値	3.5	○
17	農林水産物・食品の輸出の促進	○	農林水産業・食品産業の活性化に資するため、民間の取組に対し総合的な支援策を実施し、国産農林水産物・食品の輸出を促進する。				
		○	目標① 農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする。	1	農林水産物・食品の輸出額	1兆円	○

政策 番号	政 策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
			達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標 値等の設定 の有無
合 計	17政策	○=17		77 （参考 指標8）		○=75	
		○=51					

- (注) 1 農林水産省の「農林水産省政策評価結果（平成20年度に実施した政策の評価結果）」を基に当省が作成した。
- 2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	政策分野について順次番号を記入した。
「政策」欄	評価の対象とされた政策分野の名称を記入した。
「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄	目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。 上記に該当しないものは、「－」を記入した。 なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」を記入した。
「達成すべき目標（「達成目標」）」欄	あらかじめ政策効果に着目して設定された達成すべき目標を記入した。
「測定指標」及び「指標数」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標及びその数を記入した。
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「指標の目標値等の設定の有無」欄	各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」及び「－」を記入した。

（２）実績評価方式による政策評価の対象とされた政策を構成する個々の事務事業等についての評価・検証についての審査

農林水産省では、実績評価方式による政策評価を補完するものとして、個々の政策手段（予算事業等）を対象に、その必要性、有効性及び効率性の観点からの評価を行う政策手段別評価を実施している。

農林水産省が実施した政策手段別評価（５政策手段）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

（全体注） 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（政策を構成する個々の事務事業等についての評価・検証関係）

整理番号	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性
1	品種登録迅速化総合電子システム	○ 【政策分野】 国産農畜産物の競争力の強化 【政策目標】 植物新品種の品種登録に係る平均審査期間 【政策手段による達成目標】 植物新品種の品種登録に係る平均審査期間(20年度目標値:2.5年)	○ 【植物新品種の品種登録に係る平均審査期間】 年度 実績値 18 2.9年 19 2.9年 20 2.6年
2	審査制度国際化促進情報整備協力事業	○ 【政策分野】 国産農畜産物の競争力の強化 【政策目標】 植物新品種の品種登録に係る平均審査期間 【政策手段による達成目標】 植物新品種の品種登録に係る平均審査期間(20年度目標値:2.5年)	○ 【植物新品種の品種登録に係る平均審査期間】 年度 実績値 18 2.9年 19 2.9年 20 2.6年
3	有機農業総合支援対策	○ 【政策分野】 環境と調和のとれた持続的な農業生産体制への転換 【政策目標】 10a当たりのたい肥施用量（水稻）及びエコファーマーの認定件数 【政策手段による達成目標】 水稻の10a当たりのたい肥施用量（19年産水稻のたい肥施用量：86kg/10a） エコファーマーの認定件数（20年度目標値： 174,719件）	○ 【水稻の10a当たりのたい肥施用量】 年産 実績値 18 84kg/10a 19 72kg/10a 【エコファーマーの認定件数】 年度 実績値 19 167,995件 20 178,622件 (20年度の実績値は9月末現在)
4	土壌由来温室効果ガス発生抑制システム構築事業	○ 【政策分野】 環境と調和のとれた持続的な農業生産体制への転換 【政策目標】 10a当たりのたい肥施用量（水稻）及びエコファーマーの認定件数 【政策手段による達成目標】 水稻の10a当たりのたい肥施用量（19年産水稻のたい肥施用量：86kg/10a） エコファーマーの認定件数（20年度目標値： 174,719件）	○ 【水稻の10a当たりのたい肥施用量】 年産 実績値 18 84kg/10a 19 72kg/10a 【エコファーマーの認定件数】 年度 実績値 19 167,995件 20 178,622件 (20年度の実績値は9月末現在)

整理番号	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性
5	景観・自然環境保全形成支援事業のうち田園景観土地利用推進事業	○ 【政策分野】 都市との共生・対流等による農村の振興 【政策目標】 意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現 【政策手段による達成目標】 平成20年度における「景観農振整備計画の策定数」：6計画	○ 【景観農振整備計画の策定数】 年度 実績値 20 2計画
計	5 政策手段	○ = 5	○ = 5

（注） 1 農林水産省の「農林水産省政策評価結果（平成20年度に実施した政策の評価結果）」を基に当省が作成した。
 2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（政策を構成する個々の事務事業等についての評価・検証関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（政策を構成する個々の事務事業等についての評価・検証関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書の記載順に従って順次番号を記入した。
「政策手段名」欄	評価の対象とされた政策手段の名称を記入した。
「得ようとした効果の明確性」欄	施策に含まれる手段たる事業の実施により得ようとした効果を記入した。 得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。得ようとした効果についての記載がないものは、「－」を記入した。
「把握された効果の明確性」欄	実際に得られた効果を記入した。 把握された効果の明確性について、上記の「得ようとした効果の明確性」欄と同様の分類により「○」及び「－」を記入した。